



足立区議会だより

発行/東京都足立区議会 ☎(3880)5111 No.163

第 3 回 定例会



足立区生物園 (保木間 2-17-1)

第 3 回定例会 会議のあらまし

平成 9 年第 3 回定例会は、9 月 24 日から 10 月 24 日までの会期 31 日間で開催されました。今定例会では、区長から提出された議案 37 件、議員提出 8 件並びに区民のみなさんから提出された請願・陳情等について審議がなされました。結果については、それぞれ本文記載のとおりです。

平成 8 年度決算は閉会後の継続 審査・三会計補正予算は否決

区長提出議案のうち、平成 8 年度一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、用地特別会計の四会計決算については、今定例会閉会後の継続審査に付されました。

また、平成 9 年度一般会計、国民健康保険特別会計、用地特別会計の三会計補正予算は否決されました。なお、一般会計補正予算に関し、区長から再議がありましたましたが否決となりました。

その他の議案は修正 1 件を除き原案可決

足立区まちをきれいにする条例は罰則を付するとの修正のうえ可決されました。その他足立区精神障害者地域生活支援センター 1 条例ほか、計 29 件は原案のとおり可決されました。

議員提出議案は条例 1 件、 決議 1 件、意見書 6 件可決

今定例会には、議員提出議案として、足立区本庁舎跡利用対策審議会条例を廃止する条例、学校施設改修予算積算額漏洩問題調査特別委員会設置に関する

決議、都区制度改革の実現を求める意見書他 5 件の意見書が提出されました。いずれも可決し、意見書については関係機関に提出しました。

請願・陳情を審査

区民のみなさんから提出された請願・陳情の審査結果は、採択 5 件、不採択 4 件で本文記載のとおりです。

主な内容

- 区政を問う (各会派の代表質問) 2 ～ 5 頁
- 議決した議案 5 頁
- 決算特別委員会を設置 6 頁
- 学校施設改修予算積算額漏洩問題調査特別委員会の設置 6 頁
- 平成 8 年度各会計決算額のグラフ 6 頁
- みなさんからの請願・陳情 7 頁
- 旧本庁舎跡利用建設計画調査特別委員会中間報告 7 頁
- 都区制度改革実現のための要請 7 頁
- 今定例会で可決した意見書 7 ～ 8 頁

議員 (立候補予定者を含む) が、選挙区内にある者に対し、お歳暮・お年賀の贈りものをするのは、公職選挙法により、議員資格剥奪の罰則をも以て禁止されています。また、受け取った人も、罰せられます。年賀状 (答礼のための自筆によるものを除く) を出すことも禁止されています。区民の皆様におかれましても、ご理解とご協力をお願いいたします。

問

代表質問は平成9年9月24日・25日・26日に開会された第3回定例会本会議で行われました。

代表質問

議案の審議に先立ち、各会派を代表する12名の議員が、区政全般について質問を行い、区政執行に当たる区長をはじめ執行機関の考えを尋ねました。
以下、その一部を掲載します。

足立区議会自由派会派



藤木 二幸 議員

区長はこの一年間何を基準に区政を運営してきたのか

【問】いま、区民の間では、「ウツカリ一票、ビツクリ万三、ガツカリ一年」という言葉がささやかれているのを区長はご存じか。巧妙な宣伝と戦略に乗せられて、「ウツカリ一票」を投じたのだが、当選したのは「ビツクリ吉田万三氏」だ。何かやってくれるかと期待したけれど、「ガツカリこの一年」だったということだと思ふ。そこで、区長にこの一年間何を基準に区政運営をしてきたのかを伺う。

【答】私の目指す区政運営の方向は、「住民が主人公」の立場で、「住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持する」ことに全力をあげることであり、これらを常に自身の物差しとしながら区政運営に当たってきた。「住民が主人公」というのが、従来とどこが違うのか

【問】区長は、よく「住民が主人公」あるいは区民生活重視型の区政というが、歴代の区長はみんな、その精神を持って区政の運営をしてきた。吉田区長だけが、ことさらに住民が主人公というのとは一体どんな考えなのか。また、主人公である住民の代表としての議会、特に多数を擁する野党についてどのような区長は考えているのか。

【答】私は、区民要望から出発

して、区民の参加で区政運営を行っていくことが、「住民が主人公」の自治体運営の原点ではないかと考えてきた。こうした立場から、今般区民参加や情報公開を行財政改革の基本的考え方の一つに位置づけた。また、議会との意思疎通についても、

まだまだ努力の至らない点があるとの指摘であるが、このような点もさらに努力を重ねたい。



停滞感を払拭させ、かつての活気溢れる職場とせよ

【問】この一年間、職員、特に管理職に活気がない、意気消沈している。職員は区長の判断がどこにあるかわからないのではないかと。そして、このことが職員の努力が成果に結び付いていないと。停滞感を払拭させ、かつての活気溢れる職場にするのは区長の責任ではないか。

【答】職員の創意あふれる取り組みが庁内全体のものとなるよう、私自身もなお一層職員との意思疎通に努めるとともに、総合的な判断を可能にする情報の伝達や職場での論議を重視し、組織の活性化にも取り組みを強めていく所存である。
区財政運営についての区長の考

えを問う

【問】区は昭和50年代から事務事業の見直しの手を緩めることなく行政改革に取り組んできた。その結果、財政が健全化し、公共施設の整備が進んだ。区長は、そんな財政運営の苦勞も知らないうで、行革反対をしてきた革新勢力に乗っかって当選、就任したが、これからどうやって財政運営をされるのか。

【答】社会経済状況や区民の意向の変化に対応して、投資型の施策に重点を置く方向から、区民の暮らしに密着した施策の充実を図る方向へと、財源の配分を思い切って見直すことが必要ではないかと考えている。

【問】平成10年度行財政運営方針に關し、次の点を問う。①技能系職員の退職不補充について、必要に応じて個別の見直しをするとは何か。②学校給食民間委託についての考え方。③学校の統廃合についての考え方。

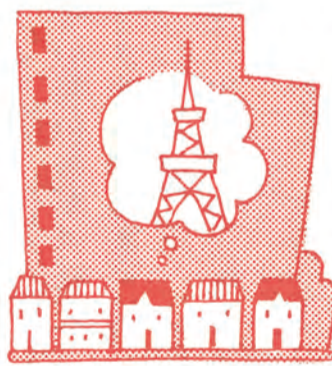
【答】①技能系職種の検討の中で、変更が求められるものについては個別に見直しを行っている。②現在、学校給食のあり方について、様々な角度から検討を加えているところであり、慎重に対応していきたい。③学校の適正規模、適正配置については、地域住民の意見を十分に聞いて対応していくことが必要であるとと考えている。



大神田賢次 議員

電波障害に係わる被害世帯のCATV利用料について問う

【問】高層建築物等の影響による電波障害を解消するためにケーブルテレビは大変有効である。しかし、ケーブルに関する費用は原因者負担となっているが、被害世帯は4年目以降から月額七百円の利用料を徴収される。なぜ受信障害を受けているのに費用を支払うのかという不満があるが、区の見解はどうか。



【答】この制度の運用を見直し、4年目以降の利用料についても被害世帯に負担を求めない仕組みを指定放送事業者とも早期に協議し、検討を進めていく。

【問】昨年の区長選挙で区長は最大の争点としてホテル建設反対を唱えて当選した。しかし、その手段として産業振興施設だけでなくホテル建設経費までの総額を全て区民の血税から注ぎ込むかのように大量のピラ等で宣伝し、区民に対して正確な事実を誤認させた上で当選した。区長は政治的・道義的責任を負うべきであると考えているがどうか。

【答】宣伝の方法が一番大きな問題だったのかということであるが、やはり一番大きな判断の基準はホテル計画そのものに区民の批判があったのではないかと。このように受け止めている。本庁舎跡利用対策審議会委員の選任について

【問】本審議会の公募委員選任にあたっては、この情報公開で選考委員会の人選と異なることが明らかとなった。「あだち広報」で選考方法を周知しながら、何故区民を欺いた人選をしたのか。また、団体代表委員の選考についても、全区民の意思を代表しているとは思えない。区長は住民が主人公といっているがそれは一部の住民のことか。

【答】審議会委員の選任・委嘱の権限は、条例上、区長の権限に属するものとなっている。また、指摘のような一部の住民が主人公とは考えていない。



浜崎 健一 議員

【問】介護保険制度について問う

【答】介護保険の基本的な趣旨は「措置から契約へ」ということとされているが、今までの措置制度のどこに問題があり、保険契約への転換により、それがどう解決されていくのか説明されたい。また、介護保険の具体的なサービスの実施等については、行政だけでなく、民間活力の活用と健全な市場競争の促進が意図されている。そういう中で、行政の役割はどうなるのか。しかも法律で定められた地域の責任ある保険者となる一方、有力なサービス事業者としての性格も合わせ持つことになる。そうなるとうなると、サービス事業者としては、民間の事業者と健全な市場競争を行い、利用者に選んでいただけるようなサービスの向上とコストダウンを図らなければならないことになる。この二

つの機能を両立し、バランスをとることは可能なのか。



【答】措置制度は本来、低所得者層等に対する行政処分という性格のものである。その問題点は、①行政の財政的、人的能力以上のサービスは供給できない。②対象者には基本的に選択の権利がない。ということである。これに対し、保険契約では、行政だけでなく、民間からの大量のサービスの供給が見込まれ、それを受けることも保険料を支払った方の当然の権利ということになる。また、指摘のとおり区は保険者とサービス事業者としての面を合わせ持つことになり、それ故に、利用者の承諾を前提としながら、介護情報を民間事業者主体とできる限り共有し、さらに、サービスの質と量の向上及びコストダウンに関して、民間事業者主体と常設的な協議会のようなものを設置していきたくと考えている。いずれにしろ、区民要望を受けながら、自ら良質なサービスを提供することも、地域全体のサービスを調整し、発展させていくことが、行政の最大の役割と認識している。



中島 勇 議員

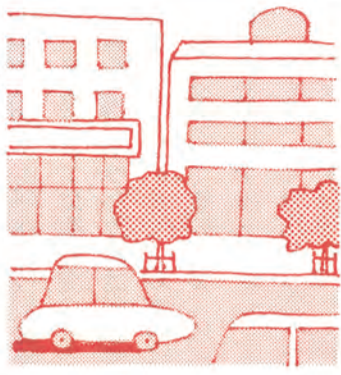
区環境基本条例について問う

代表質問

区政を

傍聴してみませんか 区議会本会議は公開されています

【問】東京都の防災都市づくり推進計画で、西新井駅西口周辺地区が最重点地区に指定された。この地区における整備方針と現



【問】国は平成5年に環境基本法を、同7年には東京都が環境基本条例を策定した。当区では、平成10年4月施行を目指して環境基本条例の検討を進めていると聞くが、そこで伺う。(1)基本的な考え方、今後のスケジュール。(2)「地球にやさしい環境づくり行動計画」との調整。(3)環境と産業のバランスを条例の中で、どのように考えていくのか。

【答】(1)環境基本法や都の環境条例を受け、足立区の基本構想で示されている区の将来像を環境面から実現するものと位置付けている。スケジュールについては条例案骨子を10月から11月頃、議会及び事業者、区民にお示しし、ご意見をいただきましたと考えている。(2)環境基本条例制定後、条例に基づく施策を体系化、具体化する(仮称)環境基本計画策定のなかで、一体的に見直しを行い、より一層の推進を図っていく。(3)規制指導という従来の手法に加え、事業者も含めたすべての主体が自主的・積極的に責務を果たすことができるような新たな視点を重要視していきたいと考えている。

【問】東京都の防災都市づくり推進計画で、西新井駅西口周辺地区が最重点地区に指定された。この地区における整備方針と現



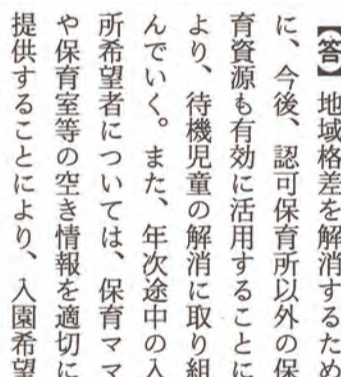
時点ですら予想される取り組み事業について伺う。

【答】駅前の再開発事業をはじめ、地区内に存する大規模工場用地の計画的な土地利用転換を誘導し、オープンスペースの確保や耐火建築物等への更新を図り、不燃領域率を現在の37%から今後10年間でおよそ55%程度に引き上げていきたいと考えている。現在予定している事業は、「都市防災不燃化促進事業」、「密集住宅市街地整備促進事業」、「防災生活圏促進事業」等であり、これらの導入等により地域の防災性の向上を図っていく。

足立区の財政の現状と将来計画、見直し等について伺う

【問】厳しい財政状況下での平成9年度予算は、場当たり的な福祉中心のバラマキ予算としか理解できない。そこで、足立区の財政の現状と将来計画、見直し等について伺う

【問】平成10年度の重点施策の第一に、地域保健福祉の展開が示され、その中で保育需要の変化への対応をあげているが、未措置者の地域格差解消と年次途中入園希望者の措置の確保をどう実現するのか。

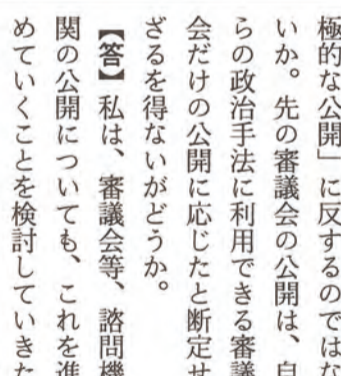


【問】平成10年度の重点施策の第一に、地域保健福祉の展開が示され、その中で保育需要の変化への対応をあげているが、未措置者の地域格差解消と年次途中入園希望者の措置の確保をどう実現するのか。

【答】平成10年度の重点施策の第一に、地域保健福祉の展開が示され、その中で保育需要の変化への対応をあげているが、未措置者の地域格差解消と年次途中入園希望者の措置の確保をどう実現するのか。

足立区議会公明

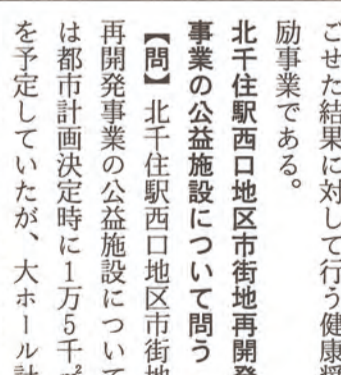
【問】区長は、本庁舎跡利用対策審議会を公開としながら、区政全般にかかわる他の審議会、



交付金の都・区比率が大きく変化すると考えるがどうか。

【答】①従来より当区では、公債費比率が10%を越えたら見直すこととしているが、今後、減税補てん債の償還が本格化する。景気動向にもよるが、12%程度が予測される。新しい起債については、適切な発行規模に抑制したい。②経常収支比率は81.9%となっており、引き続き健全化に一層留意した財政運営が求められると考えている。③産業振興施策を足立区活性化の戦略的課題の一つとして位置づけ、これに重点的な予算配分を行う方針を示してきたところである。公共事業については、その拡大は困難であるが、地元中小企業への発注の割合を高めるなどの努力を強めていきたい。④特別区制度改革に関するの都区財政調整については、現在、都区制度改革推進委員会の税財政検討会で検討しており、特別区にとって、よりよい制度改革に向けて努力していきたい。

【問】区長は先の予算特別委員会(本年三月)で国民健康保険料改正についての論議の中で、保険料の低所得者世帯への軽減措置の方途について言及したが、その後、何の報告もない。経過を示されたい。そして、今回の本事業の突然の提案である。これは低所得者層に手を差し伸べるのではなく、中堅層への救済措置としての事業である。先の予算特別委員会の論議をねじ曲げた代替案だと思いがどうか。

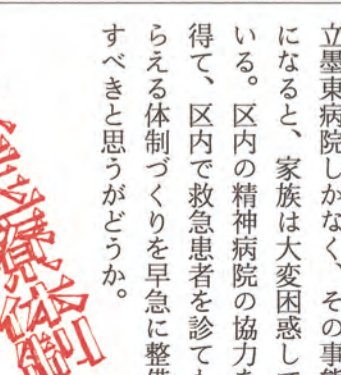


【問】国民健康保険料の軽減方針については、災害などの際に該当する一般減免と低所得者の保険料をあらかじめ減額する減額課に限り、現行制度の枠内では難しいというものがこれまでの検討の経過である。今回示している健康事業は、健康に過ぎた結果に対して行う健康奨励事業である。

北千住駅西口地区市街地再開発事業の公益施設について伺う

【問】北千住駅西口地区市街地再開発事業の公益施設について伺う

【問】精神科の救急医療体制について



【問】精神科の救急医療体制について

【問】精神科の救急医療体制について

たえこの作業が国庫補助の対象で急ぐとしても、この時期に専門家等による検討のための調査費用を補正予算に計上するのは時期尚早ではないか。

【答】公益施設の内容については、本組合設立に向けてのタイムスケジュールにあわせ、各施設の基本構想にあたるコンセプトや施設規模等の検討を至急行う必要があるため、専門家等による懇話会を設置すべく、これに要する経費を補正予算に計上させていただいた。なお、懇話会の検討が即、公益施設計画となるものではない。この検討の経過及び結果を踏まえ、区の関係部課で十分検討し、計画の内容を決定していくつもりであるが、検討の節目で議会に報告し、意見を伺っていく所存である。

【答】医療体制は本来、都道府県の責任で確保するものとなっている。ここ数年、対応患者が急増していることから、東京都は現在、新たな救急医療体制の構築に向けて検討中である。区としては今後の検討課題とさせていただきますが、当面は、早急に救急医療体制を整備するよう都に要望していく。

【問】奈良市では福祉施設の一環として音楽療法士の養成講習を実施しており、関係者から注目を集めている。当区には、シティオーケストラや中学、高校のブラスバンド等音楽愛好家が多い。そこで、当区も理解ある病院等の協力を得て、奈良市のように音楽療法士を育成して、福祉施策の充実を期する考えはないか伺う。

【答】音楽療法は心身の発達を促進し、老化による障害を予防改善するなど、心理面のみならず、身体機能にわたる効果が認められてきている。音楽療法士については、現在国家資格のようなものがない状況である。しかし、その有効性が徐々に認められ、養成機関は首都圏にかなり増えている。区としては、これら民間の養成機関を活用し、音楽療法など効果的な方法については積極的に活用していきたいと考えている。



上田 二郎
議員

【問】防災づくり推進計画が策定され、重点整備地域として西新井駅西口一帯地域約91ヘクタールの整備方針が新たに示された。西新井駅西口地区の再開発には、巨額な投資と莫大なマンパワーが必要であり、国、都等の積極的な支援による財源の裏付け、技術援助、ノウハウの活用が重要だと考える。また、事業の具体化に当たり、都の支援、対応はどうか。

【問】このような大事業を円滑に進めていくためには、国、都の支援や適切な対応がぜひとも必要である。従って、今後は国はもとより、都の各種事業の積極的な導入による財源の確保や技術的援助の提供について働きかけたい。



【問】来年度予算編成で区長は何を最も重視して進めるのか



小野 実
議員

【問】来年度予算編成は、国や都による国民生活総攻撃の中で進められるが、区民の暮らしを守る最後の砦として、区民生活を重視型予算がますます求められている。そこで来年度予算編成を進めるに当たって、区長は何を最も重視して進めるのか。

日本共産党足立区議団

【問】活力あるまちづくり、さらには将来の都市経営面から見ても、生産年齢層、特に中堅所得層の定住化のための住宅政策を講ずることが重要である。そこで、都住移管用地、土地開発公社保有地、民有地等の有効活用を図った定期借地権付き住宅の検討を進めるべきと考えるがどうか。

【答】現在、足立区住宅政策審議会の中で、ファミリー世帯向けの住宅施策が焦点の一つとなっており、区民が住み続けられる住宅の供給を図る必要がある。その点で、指摘の定期借地権付き住宅は、低廉な価格でゆとりある住まいを取得でき、かつ公有地や民間の土地活用にもつながる手法となり得ると認識している。先進都市の例も参考にしながら、同審議会での審議を踏まえ検討していきたい。

【問】安全で魅力ある商店街をつくる上で環境整備は欠かせない。特に、駅前商店街のアーケードは、単なる買い物客だけでなく、毎日の通勤通学などほとんどの区民が利用するものである。そこで、当面、北千住駅前商店街を含めた区内駅前商店街のアーケードの補修について、その補助をすべきと思うがどうか。

【答】商店街を取り巻く環境が大変厳しい中で、老朽化による補修費が商店街の大きな負担となっている。そこで、アーケード、アーチあるいは街路灯といった商店街の環境整備事業に補修費を加えることができないかどうか、検討したい。

【問】地域の密着した商店街は、高齢化社会の進行の中でますますその必要性、重要性を増している。大型店の相次ぐ出店は、地域経済にとってもマイナスであり、また、中小商店、商店街を衰退させる。そこで、他の自治体をも参考に、住民参加と情報公開を前提にした(仮称)大型店出店指導要綱をつくるべきと思うがどうか。



ぬかが和子
議員

【問】区長はすでに区長会を通して、介護保険についての要望書を重点要望として国に提出されているが、介護保険制度についてどう考えているのか、改めて基本的な見解を伺う。

【問】区長はすでに区長会を通して、介護保険についての要望書を重点要望として国に提出されているが、介護保険制度についてどう考えているのか、改めて基本的な見解を伺う。

【問】高齢化社会が進むなかで、家族介護の重い負担をなくし、高齢者の方々が住み慣れた地域で生き甲斐ある生活を送ることができるよう、住民の要望と合致する公的介護保険制度を確立することは、国と地方自治体に課せられた大きな責任だと考えている。

【問】区の審査と信用保証協会の保証がつけば、金融機関がそのとおりの融資を実行するよう強く要請すべきと思うがどうか。



【問】高齢者の入浴券増について、前回の本会議質問に対して「様々な角度から検討している」と答弁しているが、高齢者の生きがい対策、公衆衛生対策、産業支援にもつながる施策であり、ぜひ実現を求めるとのよう検討されているのか伺う。

【問】現在、組合の自主事業として設定される、高齢者無料入浴日を区が助成することにより入浴回数が増につなげるよう、調整を図っている最中である。

【問】全国各地の自治体では、独自の要綱に基づき、学校図書館に人の配置を進めている。当区でも試験的に学校図書館に専任の司書を配置すべきと思うがどうか。

【問】現在、足立区では都の嘱託員制度を活用している。区としての専任司書の配置については、学校現場の声を聞きながら調査、研究していきたい。また、

【問】現在、足立区では都の嘱託員制度を活用している。区としての専任司書の配置については、学校現場の声を聞きながら調査、研究していきたい。また、

ボランティアでも有資格者の活用等を検討していく。



【問】足立区のリサイクルシステムづくりに関係するリサイクル業者を重要な担い手として位置づけ、活用を図るべきと思うがどうか。また、安定したリサイクルシステムづくりのために資源回収業者の保護、育成のために緊急の救済措置としての支援が必要と考えるがどうか。

【問】このからのリサイクルシステムづくりに関しても資源回収業者の活用を図って行きたいと考えている。

また、区内業者の協業化や委託事業の一層の拡大などが考えられるが、今後とも他区の支援状況等をふまえながら、対応策を考えていきたい。

【問】現在、足立区では都の嘱託員制度を活用している。区としての専任司書の配置については、学校現場の声を聞きながら調査、研究していきたい。また、

【問】現在、足立区では都の嘱託員制度を活用している。区としての専任司書の配置については、学校現場の声を聞きながら調査、研究していきたい。また、

足立区議会市民委員会



小林ますみ
議員

「足立区環境基本条例市民案をつくる会」を発足し、活動を始めています。環境問題を解決する主体としての市民の意見や提案に耳を傾けるとともに、市民・事業者・行政がともに協力体制をつくり、実効性のある総合的な環境行政の展開のために行動できるようにすべきと考えられています。

どうか。

【答】環境基本条例の検討にあたっては、区民意識調査のほか、骨子を広報に掲載し、ご意見・ご提案をいただくこと、区民や団体の皆様から直接ご意見をいただく機会を設定すること、関係事業団体からの意見聴取などを行っていく。なお、条例には環境審議会を設け、具体的な計画づくり等において、区民や事業者の皆様からの積極的なご意見を取り入れるしくみを作りた

【問】文部省は、平成7年度から「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」を始めた。当区にも今年度から一校にスクールカウンセラーが派遣されたが、より多くの子どもたちや教師、親の心の悩みを解決するために、引き続きカウンセラーの派遣を要請するとともに、区独自の具体策を講じるべきと考えるがどうか。

【答】区としてもカウンセラーの派遣については、引き続き要請したい。区は、教育相談研修会の修了者を活用して、校内の相談体制を充実したり、教育研究所の心理技術士や教育相談員を校内研修会に派遣するなど各学校の教育相談体制の充実を支援している。

【問】21世紀に向けて、男女共生・共働社会、男女平等社会を築いていくためには、男女とも個人として自立できる社会的条件整備が必要である。女性が区の施策や方針の決定の場に参画

することは、様々な女性・男性問題を解決する欠かせない条件である。第二次足立区女性行動計画で示した二十年までに、各審議会・委員会等の女性委員比率30%を達成するために、自己申告による任用計画書を作成し、女性委員枠を拡大すべきと思うがどうか。



【答】現状では20%にとどまっている。このため今後、計画的に女性委員の比率向上を推進すべく、指摘の任用計画書の作成を含め関係機関と協議のうえ、前向きに取り組んでいく。

【問】地域の中で、ティーンエイジャーが利用主体として積極的にいかかわる拠点づくりを進めていくことで、将来の地域の担い手として成長していきけると考える。生涯学習教育を推進している足立区だからこそ、ティーンエイジャーが自由に、楽しく、主体的に利用できる施設建設を検討してはどうか。

【答】ティーンエイジャーが個人並びに団体で自主的に活動できる拠点としての必要性を十分に認識している。現在、青年センターは施設の老朽化も進み、改築を要する状況となっているので、指摘の点も踏まえ、今後の施設のあり方について検討していく。

議決した議案

可決した議案

◆条例の制定・改正・廃止

足立区まちをきれいにする条例
まちの美化を推進するため、区及び住民等の責務を明らかにするもの。

本条例は、罰則を付する等の修正のうえ可決されました。
共産党より本会議において、修正に反対の立場から討論あり。
足立区精神障害者地域生活支援センター条例
精神障害者地域生活支援センターを設置するもの。

足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
土地区画整理審議会が複数設置されることに伴い、現行の個別名称から統一的名称へ変更するもの。

足立区高額療養資金貸付条例の一部を改正する条例
付添看護制度の廃止に伴い、看護料の貸付を廃止するもの。
足立区に係る沿道整備計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
幹線道路の沿道の整備に関する法律及び建築基準法の改正に伴い、規定を整備するもの。

足立区扇一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例

◆建築基準法の改正に伴い、規定を整備するもの。

足立区本庁舎跡利用対策審議会条例を廃止する条例(議員提出議案)
極めて非民主的な構成と運営でその存在の必要がなくなったため廃止するもの。
共産党より本会議において、反対の立場から討論あり。

【問】古隅田川親水路整備工事に際し、当工事区域付近が極めて軟弱地盤であり、湧水の汲み上げによる圧密沈下等により、相手方の家屋に亀裂等の損害を与えたことに伴う賠償の額(215万3千800円)の決定はか。計4件損害賠償の額の決定

【答】古隅田川親水路整備工事に際し、軟弱地盤のため相手方の家屋等に亀裂等の損害を与えたことに伴う賠償の額(88万8千220円)の決定はか。計9件議決を得た契約の変更
保木間堀親水整備工事ほか。計5件

◆請負契約

①契約金額②相手方③契約方法
掘削道路復旧工事ならびに足立区西保木間一丁目、保木間三丁目付近枝線工事請負契約
①1億8千480万円②掘真建設(株)
③指名競争入札
足立区西伊興二丁目付近枝線工事ならびに歩道整備工事請負契約

◆購入契約

新中央図書館用図書の購入
契約金額 4千391万5千528円
契約の相手方 (株)紀伊国屋書店
契約方法 随意契約

◆その他の議案

足立区と葛飾区の行政境界にか

かる道路の管理に関する協定
道路法第十六条第二項の規定に基づき、重複認定道路の管理について葛飾区と協定するもの。
〔所在地〕綾瀬一丁目地内
区域外道路の認定の承諾
葛飾区との行政境界に位置する道路の重複認定に伴い、葛飾区から協議のあった区域外道路の認定を承諾するもの。

◆専決処分の報告

古隅田川親水路整備工事に際し、当工事区域付近が極めて軟弱地盤であり、湧水の汲み上げによる圧密沈下等により、相手方の家屋に亀裂等の損害を与えたことに伴う賠償の額(215万3千800円)の決定はか。計4件損害賠償の額の決定

◆予算

平成9年度足立区一般会計補正予算(第1号)
平成9年度足立区国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
平成9年度足立区用地特別会計補正予算(第1号)
共産党より10月3日の本会議において、反対の立場から討論あり。

否決した議案

平成9年度足立区一般会計補正予算(第1号)
平成9年度足立区国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
平成9年度足立区用地特別会計補正予算(第1号)
共産党より10月3日の本会議において、反対の立場から討論あり。

なお、一般会計補正予算については、10月8日に区長から議長宛再議の請求が出され、10月24日の本会議において、各党派より「反対」、「賛成」討論が交互に行われました。〔原案に賛

成の立場は共産党及び無党派(新社会党)、否決に対し賛成の立場は自民党、公明及び市民連合)その後、採決が行われ起立多数で先の議決のとおり否決が決定されました。

■意見の分かれた案件(原案に対する各党派の態度)

件名	党派名				結果
	足立区議会 自由民主党	足立区議会 公明	日本共産党 足立区議団	足立区議会 市民連合	
平成9年度足立区一般会計補正予算(第1号)	×	×	○	×	否決
平成9年度足立区国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	×	×	○	×	否決
平成9年度足立区用地特別会計補正予算(第1号)	×	×	○	×	否決
足立区本庁舎跡利用対策審議会条例を廃止する条例	○	○	×	○	可決
足立区まちをきれいにする条例(修正部分)	○	○	×	○	可決

■区有通路路線の設置

所在地	延長(m)	幅員(m)
綾瀬一丁目地内	89.93	1.91~3.92
千住一丁目地内	82.75	2.30~4.00

■特別区道路線の認定

所在地	延長(m)	幅員(m)
青井四丁目地内	19.63	6.25
西綾瀬三丁目地内	80.59	4.00
大谷田一丁目地内	209.44	4.00~6.00
青井三丁目地内	116.44	4.00~6.09
扇三丁目地内	107.38	5.99~8.04
扇三丁目地内	135.31	6.00~8.04
伊興五丁目地内	88.88	5.93~6.02
六月一丁目地内	38.27	6.52~10.00
六月一丁目地内	92.00	6.49~6.52
六月一丁目地内	108.75	6.47~8.49
六月一丁目地内	133.58	6.47~6.50
弘道二丁目地内	232.86	5.68~9.93
綾瀬一丁目地内(葛飾区と重複認定)	37.16	4.00~4.25 [0.37~2.24]

[] 内数値は、区域外道路部分(葛飾区道)

決算特別委員会を設置

―決算審査は閉会後の継続審査―

今定例会に平成8年度一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、用地特別会計の四会計歳入歳出決算が区長から提出されました。議会はこれを審査するため、委員28名で構成する決算特別委員会を設置しました。委員の氏名は下表のとおりです。決算の審査は、今会期中延べ6日間にわたり行われる予定になっていました。しかし、委員の質疑に対して適確な区長答弁がなされていないとの問題提起がなされ、協議の結果、審査を中断し、今定例会閉会後の継続審査に付されることになりました。

学校施設改修予算積算額漏洩問題調査特別委員会の設置

10月24日の本会議で、学校施設改修に係る予算積算額の漏洩に関する調査を目的として、地方自治法第100条の調査権が委任された特別委員会設置に関する決議が可決され、特別委員会が設置されました。委員の氏名は下表のとおりです。本件については、共産党より本会議において、反対の立場から討論あり。

◎印 委員長 ○印 副委員長

◎印 藤木 幸二	○印 秋山 俊久	○印 長塩 英治	○印 大神田 賢次	○印 田中 章雄	○印 浜崎 健一
馬場 繁太郎	藤田 晴彦	白川 由人	忍足 和雄	山本 明儀	小野 実
針谷 みきお	針谷 実	針谷 実	針谷 実	針谷 実	針谷 実

学校施設改修予算積算額漏洩問題調査特別委員会(定数14名)

◎印 委員長 ○印 副委員長

◎印 田中 章雄	○印 針谷 みきお	○印 浅古 充久	○印 渡辺 英章	○印 新井 ひとお	○印 鈴木 幸夫
藤崎 貞雄	谷中 慶子	芦川 武雄	忍足 和雄	西口 喜代志	飯田 豊彦
藤木 幸二	藤田 晴彦	伊藤 八郎	齊藤 八郎	飯田 豊彦	鈴木 幸夫

決算特別委員会(定数28名)

平成8年度各会計決算の概要は下表のとおりです。

分行為れました。

議会の100条調査権

議会の調査権は地方自治法第100条の「議会は、当該地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係

人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができ

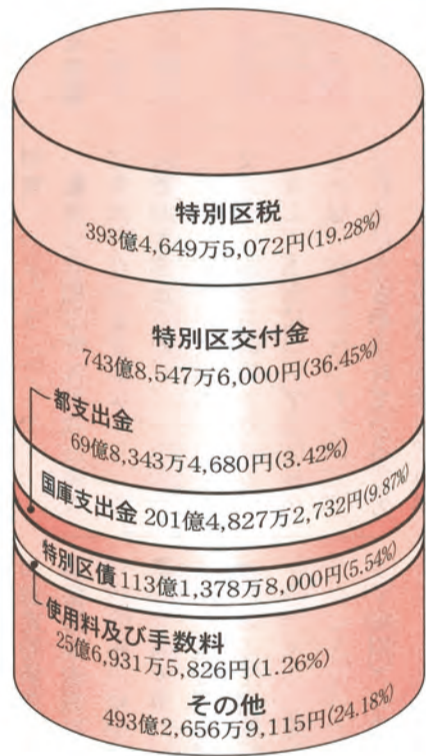
る」とする規定が根拠です。通常これを100条調査権といいます。

平成8年度各会計決算

一般会計

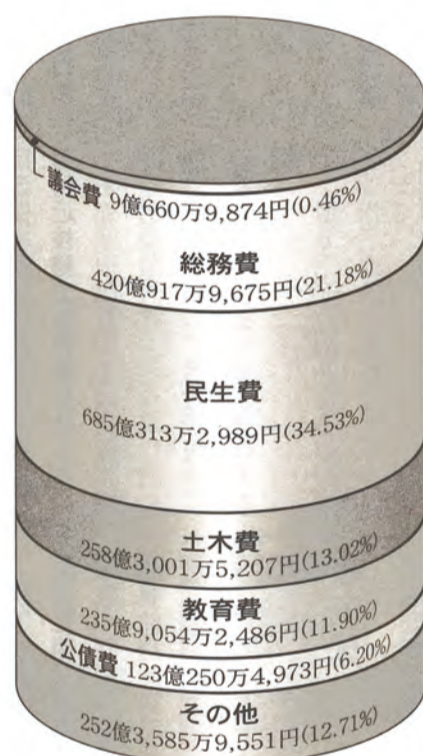
[歳入の部]

2,040億7,335万1,425円
(100%)



[歳出の部]

1,983億7,784万4,755円
(100%)



国民健康保険特別会計

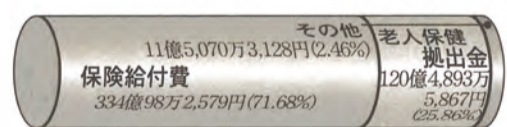
[歳入の部]

475億9,539万6,413円(100%)



466億62万1,574円(100%)

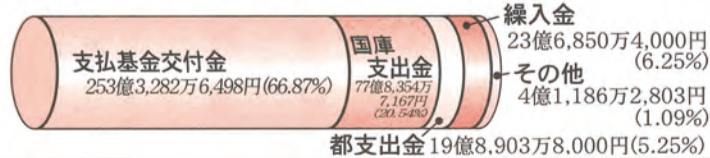
[歳出の部]



老人保健医療特別会計

[歳入の部]

378億8,577万8,468円(100%)



376億4,666万630円(100%)

[歳出の部]



用地特別会計

[歳入の部]

4億2,750万3,996円(100%)

[歳出の部]

4億2,750万3,996円(100%)

みなさんからの 請願・陳情

採択したもの

○東京都足立区本庁舎跡利用対策審議会条例と同条例施行規則廃止を求める陳情（他1件）

本審議会委員の人選に問題がある。特に区職員により選ばれた6名の公募委員候補を区長が入れ替えたとの報道があり、このようなことでは、公正・公平な審議ができないので、審議会を廃止するよう求めたもの。

○本庁舎跡利用対策審議会の正常化についての陳情

区職員が厳重審査の上選定した6名の公募委員候補を区長が独断で差し替えたとの報道があり、これでは正常な審議が保障できないので、当初の委員に戻して公正・公平な審議をして、旧本庁舎の跡利用計画の結論を出すよう求めたもの。

○郵政事業の民営化に反対する陳情（他1件）

不採択にしたもの

○衆議院選挙小選挙区の定数不平等配分是正に関する陳情

国会で議論して定められたばかりの事項であり、陳情の趣旨にそいかねる。

○生活密着型の公共工事の拡充と、耐震対策の早期実行による区内建設産業の振興を求める陳情（第1項）

概ね陳情の願意に沿うような区政執行がなされているので、

陳情の趣旨にそいかねる。

○NTT104電話番号案内の「夜間・早朝サービス廃止計画」をやめ24時間サービスを維持させるための請願

「廃止」に伴う代替策が計画され、それで補完できるので請願の趣旨にそいかねる。

○「国民の祝日に関する法律」の改正に関する陳情

現行の制度は有効に機能しており、また、「祝日三連休化」（祝日の一部を月曜日に指定）は、祝日を定めた本来の趣旨と乖離することにもなるので、陳情の趣旨にそいかねる。

旧本庁舎跡利用 建設計画調査特別 委員会中間報告

今定例会で、旧本庁舎跡利用建設計画調査特別委員会が中間報告を行いました。報告の内容は次のとおりです。

本特別委員会は、前委員会の

中間報告書の趣旨にのっとり区長の諮問を受けた東京都足立区本庁舎跡利用対策審議会の答申が出されたとき、直ちにその内容を踏まえた議論を展開できるように、これまで計4回にわたり「審議会」の審議経過を分析するなど調査研究してきた。

しかし、本定例会において、「東京都足立区本庁舎跡利用対策審議会条例を廃止する条例」が賛成多数で可決され「審議会」

が消滅した。今後、こうした新たな状況に適切に対応しながら旧本庁舎跡地利用対策が実のあるものとなるよう引き続き調査研究する必要があるが、一方、旧本庁舎跡地の暫定利用を検討すべきとの問題提起があった。

都区制度改革実現のための要請

都議会議長あて要請書提出

足立区議会は、都区制度改革の早期実現を図るため、9月26日に議長名で東京都議会議長へ要請書を提出しました。内容は次のとおりです。

特別区は半世紀におよぶ長い間、自治権拡充運動を展開してきました。今回の都区制度改革は、その集大成であり、ラストチャンスと考えられます。足立区議会は、都区制度改革の実現に不退転の決意で臨んでおり、区民に公約をした議会人としての政治責任は重大であるとの認識を持っておりです。

東京都議会におかれましては、条件整備に関する東京都と職員団体との確認が早急に行われるよう、特段のご尽力をお願い申し上げます。

また、本件については白石議長、宮原副議長、藤沼都区制度問題調査特別委員長が地元選出の国会議員と都議会議員に対し、「平成10年法改正」の確実な実現について要請しました。

都区制度改革については、平成十二年四月の実施が既に東京都をはじめ国や関係機関とも確認されており、この法改正を進めるためには、本年度中に国会において関連法が成立しなければなりません。

しかし、条件整備に関する東京都と職員団体との確認がなされていないことよって、法改正の手続きに入ることができない状態であると聞いております。

「審議会」の審議経過を分析するなど調査研究してきた。しかし、本定例会において、「東京都足立区本庁舎跡利用対策審議会条例を廃止する条例」が賛成多数で可決され「審議会」

●本議会の議席は次のとおりです。

執行機関席		本会議議席図		執行機関席	
		事務局長席	議長席		
		演壇			
		速記席			
		1 せがわ	2 鈴木あ	3 小林	4 杉崎
		5 前野	6 浅古	7 渡辺英	8 新井
		9 鈴木き	10 藤田	11 さとう	12 ぬかが
		13 秋山	14 野中	15 谷中	16 藤崎
		17 芦川	18 石鍋	19 吉川	20 せぬま
		21 馬場	22 中島	23 藤沼	24 橋本
		25 今井	26 伊藤	27 鈴木秀	28 山本
		29 ともし	30 忍足	31 西口	32 瀬田
		33 浜崎	34 田中	35 白石	36 大神田
		37 巻田	38 鹿浜	39 河合	40 針谷
		41 大島	42 渡辺修	43 小野	44 白川
		45 上田	46 飯田	47 齊藤	48 宮原
		49 石川	50 川下	51 長塩	52 平沢
		53 鈴木進	54 安達	55 藤木	56 井上

今定例会で可決した 意見書

（要旨）①

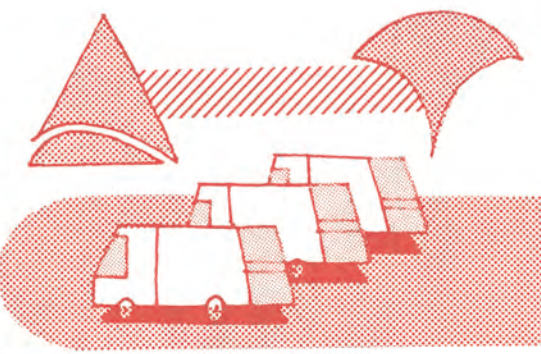
都区制度改革の実現 を求める意見書

特別区制度改革は、平成十二年四月から実現することが東京都や国並びに関係団体との間で

合意されている。その法改正を進めるためには、本年度中に国会において関連法が成立しなければならぬ。

しかし、条件整備に関する東京都と職員団体との確認がなされていないことよって、法改正

正の手続きに入ることができない状態であると聞いている。特別区はこれまで、東京都と職員団体との間で確認されてきた清掃事業の移管にあたっての条件整備について、区の役割である車庫整備等の取組みを各区の責任において全力で推進してきた。



永年にわたり、区民の理解と協力を得て努力し、多くの経費を投入して区民と共に進めてきた制度改革が条件整備に関する東京都と職員団体との確認が行われないとのことで、その実現が遠のくとすれば、都区制度改革は永遠に実現しない可能性もある。

足立区議会は都区制度改革の実現に不退転の決意で臨んでいるので、東京都においても重大な決意をもって条件整備に関する確認を職員団体との間で早急に行うよう強く求めるものである。（東京都知事あて）

この他可決した5件については8頁に掲載

今定例会で可決した
意見書
(要旨)②
(7頁の続き)

郵政事業の分割・民営化に反対する意見書

政府は、行政改革会議において官民の役割分担の観点から、郵政三事業の見直しを取り上げ、現在検討が行われている。



郵政事業は、全国の二万四千六百の郵便局を通じて、郵便、貯金、保険の三事業を公的サービスとして全国に公平に提供し、国民生活の安定向上と福祉の増進に大きく寄与している。

しかし、行政改革会議の中間報告では、簡易保険事業は民営化、郵便貯金事業については、早期に民営化するための条件整備を行うとしている。簡易保険郵便貯金の資金は、財政投融資を通じて社会資本の整備に大きく貢献しており、民営化されるとその活用が困難となる。

よって、足立区議会は政府に対し、これら郵政事業の果たす公共的・社会的役割の重要性に鑑み、現行の経営形態を堅持し、

分割・民営化を行わないよう強く求めるものである。

(内閣総理大臣・大蔵大臣、郵政大臣、自治大臣、総務庁長官あて)

都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

長引く景気低迷は、区民生活に大きな影響を与えている。このような中で、本年度固定資産税の評価替えが行なわれ、新しい課税方式が取り入れられたが、地価の下落が税額に反映していない等多くの区民に強い不満がある。

加えて、東京都は、都税条例により昭和六十三年度から実施している「小規模(二百平方メートル未満)住宅用地にかかる都市計画税を二分の一とする軽減措置」を来年度から原則として廃止する方針と報じられている。



しかし、現在、二百平方メートル未満の小規模な住宅用地は、

東京都区部に所在する宅地の約七十パーセントに及んでいる。

今、固定資産税、都市計画税、相続税等の過重な税負担は、いつまでも住み続けたいと願う区民の転出を余儀なくし、都市の空洞化や商店街の空洞化を招き、地域振興に暗い影を落としている。

よって、足立区議会は東京都に対し、平成十年度以降も現行の都市計画税の軽減措置を継続することを強く求めるものである。

(東京都知事あて)

医療保険制度の改革案に関する意見書

本年九月よりサラリーマン本人や高齢者の医療費の大幅な自己負担増を中心とする医療保険制度がスタートしたが、このたび厚生省より、それをほるかに上回る国民負担を前提とした医療保険制度の改革案が提案された。

それによればサラリーマン本人の窓口負担は、一挙に二割に、大病院ではこれが五割に引き上げとなり、高齢者についても、現行の定額から一〜二割の定率負担に変更される。

また、薬代においても、保険が支払う償還基準額を超えた差額部分は患者の自己負担とする。とともに、難病対策での後退、技術の高い医師や医療機関は保険以外の別料金や療養環境に応じた施設利用料を患者から別途徴収できることにするなど、患者からみれば、すべてが著しい負担増につながる内容となつて

いる。さらにボーナスからの保険料の徴収も計画されている。



一方、医療費の高コスト構造の要因である医療提供機関の効率化案として公的薬価制度の廃止や、診療報酬の出来高払いと定額払いの組合せ等が提案されているが、その医療費抑制効果はまったく不明なうえに、医師数の削減や医療機関の適正配置、さらに高額な医療機器価格の是正等については極めて不明瞭な案となっている。

今回の改革案は、医療費の負担増をすべて患者や被用者に押し付け、医療に対する公的責任を放棄し、医療から国民を著しく遠ざける内容となっている。

よって、足立区議会は政府に対し、国民の英知を集めた改革案を再度検討するよう強く求めるものである。

(内閣総理大臣、大蔵大臣、厚生大臣)

災害救助法の抜本的改正を求める意見書

一昨年の阪神・淡路大震災は、高齢社会に突入しかつ都市構造が複雑化した大都市が直撃を受

けたため、被害の態様や対策がより複雑かつ深刻なものになった。そこで、具体的な災害救助のあり方も、こうした社会的・時代的状況の変化に対応したものにすべきである。

現在、災害救助は国の責任の下に行われると災害救助法に規定されているが、具体的な災害救助の実施については都道府県知事に全面的に機関委任されている。しかしながら今回の大震災のように被害が甚大な時には、被災地の都道府県知事や市町村長が独自の判断で救助を行えるよう権限を与えるべきである。

また、救助に要する費用は膨大化することが予測されることから、国が負担する災害救助費用の増額が不可欠であり、災害救助に対する国の負担割合(現行百分の五十、百分の九十)を増やすとともに、都道府県が救助の費用の財源として積み立てる災害救助基金の最少額(現行当該年度の前年度の前三年間の普通税収入額の決算額の平均年額の千分の五)も引き上げるべきである。



さらに現行の取扱いにおいて

は、住宅の修理は応急処理に限られていたが、これを上回る水準の住宅修理が可能となるように弾力的な運用を図るとともに、法第二十三条第一項七号に規定の生業資金の給与についても、都道府県知事が必要と認める場合はこれを認める旨の通知を徹底すべきである。

地震等の自然災害はいつ、どこで発生するかの予測は難しいが今後、ある一定の確率をもって発生することは確実であり、災害救助の充実が全国共通の緊急の課題である。

よって、足立区議会は政府に対し、災害の実態に即した災害救助が可能となるよう、災害救助法の抜本的な改正を早期に行うよう強く求めるものである。

(内閣総理大臣、大蔵大臣、厚生大臣)

行政改革を主体とした財政健全化に関する意見書

東京都は、財政再建をはかるために、財政健全化計画実施案を策定した。二十一世紀を目前にして、今、社会・経済情勢は大きな転換期を迎えており、少子・高齢社会など、さまざまな行政需要が増大する一方、厳しい財政環境のなかで、地域住民にどう応えていくかが問われている。

その意味で、新たな時代に対応する財政能力を築くために、都が財政健全化の道筋を示すことは当然のことといえるが、その前提はまず、徹底した行政改革を貫くことである。しかし実施案では、そうした行政改革に

ついて、具体性に乏しいばかりか、財政健全化に資する実効性についても不十分であり、到底理解が得られるものではない。



また、施策の見直しにあたっては、真に都民に役立つ施策の再構築とすべきであって、初めに都民負担ありきであってはならない。特に、高齢社会に対する諸施策については、それぞれの制度の意義を踏まえて、都民負担の増大にならないよう十分に配慮すべきである。

よって、足立区議会は東京都に対し、財政健全化計画実施案については、都が徹底して見直しを行ない、都民本位の行政改革を断行することを強く求めるとともに、区市町村との十分な協議を行ったうえで対応されるよう要望する。

(東京都知事あて)

会派役員選任

足立区議会自由民主党で新幹事長等の選任(8月20日付)がありましたので、お知らせします。

- 幹事長 藤木 二幸議員
- 副幹事長 大神田賢次
- 同 田中 章雄